

# 製品安全データシート

## 1. 製品及び会社情報

会社名 : 株式会社 エービーシー商会  
 住所 : 東京都千代田区九段南1-3-1  
 東京堂千代田ビルディング  
 担当部門 : インサル事業部  
 電話番号 : 0120-011-462 FAX 番号 03-3581-4946

整理番号 : 00YTWCL002

作成 2010年8月5日

製品名 : ワイティープルーフW スプルース

## 2. 物質の特定

単一製品・混合物 : 混合物  
 製品の種類 : 撥水材  
 主な用途 : 木工製品、その他

成分	含有量%	CAS No.	官報公示整理番号 (化審法)
ミネラルスピリット	1~5	8052-41-3	—

## 3. 危険有害性の要約

### GHS分類:

急性毒性(経口)	区分4
急性毒性(経皮)	区分外
急性毒性(吸入:ガス)	分類対象外
急性毒性(吸入:蒸気)	区分外
急性毒性(吸入:粉じん)	分類対象外
皮膚腐食性	区分3
眼刺激性	区分外
呼吸器感作性	分類できない
皮膚感作性	分類できない
生殖細胞変異原性	分類できない
発がん性	分類できない
生殖毒性	分類できない
全身毒性(単回ばく露)	分類対象外
全身毒性(反復ばく露)	区分2(肝臓、精巣)
吸引性呼吸器有害性	区分外
水生環境急性有害性	区分1
水生環境慢性有害性	区分1

絵表示又は  
シンボル：



注意喚起語： 危険

危険有害性情報： ・引火性液体および蒸気  
・飲み込むと有害  
・軽度の皮膚刺激  
・長期又は反復ばく露による臓器の障害のおそれ(肝臓、精巣)  
・水生生物に非常に強い毒性  
・長期的影響により水生生物に非常に強い毒性

注意書き：

【予防策】

- ・熱、火花、裸火のような着火源から遠ざけること。禁煙
- ・容器を密閉しておくこと。
- ・容器を接地すること／アースをとること。
- ・防爆型の電気機器／換気装置／照明機器を使用すること。
- ・火花を発生しない工具を使用すること。
- ・粉塵／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと。
- ・環境への放出を避けること。
- ・この製品を使用する時に、飲食または喫煙を使用すること。
- ・取り扱い後は良く洗うこと。
- ・耐熱手袋／保護眼鏡／保護面／保護衣を着用すること。

【応急措置】

- ・皮膚(または髪)に付着した場合：直ちに、汚染された衣類をすべて脱ぐこと／取り除くこと。皮膚を流水／シャワーで洗うこと。
- ・飲み込んだ場合：気分が悪い時は、医師に連絡すること。口をすすぐこと。
- ・皮膚刺激が生じた場合、医師の診断／手当をうけること。
- ・気分が悪い時は、医師の診断／手当を受けること。
- ・火災の場合には、消化に粉末又は、炭酸ガス又は、泡を使用すること。
- ・漏出物を回収すること

【保管】

- ・涼しい所／換気の良い場所で保管すること。

【廃棄】

- ・内容物／容器を国際／国／都道府県／市町村の規制に従って廃棄すること

---

#### 4. 応 急 措 置

---

目に入った場合： ・直ちに大量の清浄な流水で15分以上洗う。まぶたの裏まで完全に洗うこと  
・出来るだけ早く医師の診断を受けること。

皮膚に付着した場合： ・付着物を布にて素早く拭き取る。

- ・大量の水及び石鹼又は皮膚用の潜在を使用して十分に洗い落とす。溶剤、シンナーは使用しないこと。
  - ・外観に変化が見られたり、痛みがある場合には医師の診断を受けること。
- 吸入した場合：
- ・蒸気、ガス等を大量に吸い込んだ場合には、直ちに空気の新鮮な場所に移し、暖かく安静にする。呼吸が不規則か、止まっている場合には人工呼吸を行う。嘔吐物は飲み込ませないようにする。直ちに医師の手当てを受けること。
  - ・蒸気、ガスなどを吸い込んで、気分が悪くなった場合には、空気の洗浄な場所で安静にし、医師の診断を受ける。
- 飲み込んだ場合：
- ・誤って飲み込んだ場合には、安静にして直ちに医師の診断を受けること。
  - ・嘔吐物は飲み込ませないこと。
  - ・医師の指示による以外は無理に吐かせないこと。

---

## 5. 火災時の措置

---

- 消火方法：
- ・適切な保護具(耐熱性着衣など)を着用する。
  - ・可燃性のものを周囲から素早く取り除く。
  - ・指定の消火剤を使用すること。
  - ・高温にさらされる密封容器は水をかけて冷却する。
  - ・消火活動は風上より行う。
  - ・水を消火に用いてはならない。
- 使用可能な消化剤：
- ・使用可能消火剤：炭酸ガス、泡、乾燥砂

---

## 6. 漏出時の措置

---

- ・作業の際には適切な保護具(手袋、保護マスク、エプロン、ゴーグル等)を着用する。
- ・漏出物は密閉できる容器に回収し、安全な場所に移す。
- ・付着物、廃棄物などは、関係法規に基づいて処置をすること。
- ・周辺を立ち入り禁止にして、関係者以外を近づけないようにして二次災害を防止する。
- ・付近の着火源・高温からだ及び付近の可燃物を素早く取り除く。
- ・着火した場合に備えて、適切な消火器を準備する。
- ・衝撃、静電気にて火花が発生しないような材質の用具を用いて回収する。
- ・乾燥砂、土、その他の不燃性のものに吸収させて回収する。大量の流出には盛土で囲って流出を防止する。
- ・河川等へ排出され、環境への影響を起さないように注意する。

---

## 7. 取扱い及び保管上の注意

---

### 取扱上の注意

#### 取り扱い上の注意

- ・喚起の良い場所で取扱う。
- ・容器はその都度密栓する。
- ・周囲で火気、スパーク、高温物の使用を禁止する。
- ・静電気対策の為、装置等は接地し、電気機器類は防爆型(安全増型)を使用する。
- ・工具は火花防止型のものを使用する。
- ・使用済みウエス、塗料カス、スプレーダスト等は廃棄するまで水につけておく。
- ・作業中は、帯電防止方の作業服、靴を使用する。
- ・皮膚、粘膜、または着衣に触れたり、目に入らぬよう保護具を着用する。
- ・取扱後は手・顔等を良く荒い、休憩所等に手袋等の汚染保護具を持ち込まない。

## 保管上の注意

- ・日光の直射を避ける。
- ・通風の良い所に保管する。
- ・火気、熱源から遠ざけて保管する。

---

 8. ばく露防止及び保護措置
 

---

## 組成物質の有害性及び暴露濃度基準

<物質名>	<管理濃度>	<ACGIH>	<IARC>	<LD50>
ミネラルスピリット				

- 設備対策：
- ・取扱設備は防爆型を使用する。
  - ・排気装置をつけて、蒸気が滞留しないようにする。
  - ・液体の輸送、汲み取り、攪拌等の装置についてはアースを取るように設備すること
  - ・取扱場所の近くには、高温、発火源となる物が置かれていないような設備とすること
  - ・屋内塗装作業場所は、自動塗装機等を使用する等、作業者が直接暴露されない設備とするか、局所排気装置等により作業者が暴露から避けられるような設備とすること。
  - ・タンク内部等の密閉場所で作業する場合には、密閉場所の底部まで十分に換気できる装置を取り付けること。

- 保護具：
- ・取扱には保護メガネを着用すること。
  - ・有機溶剤又は化学薬品が浸透しない材質の手袋を着用すること。
  - ・静電気塗装作業を行う場合には、通電靴を着用すること。
  - ・その他の有害性物質に対して適切な保護の出来る保護マスクを着用すること。

---

 9. 物理 / 化学的性質
 

---

物理的状态	： 液体	臭気	：
Ph値	： 情報を有しない	融点	： 情報を有しない
沸点	： 情報を有しない	引火点	： 22℃
発火点	： 情報を有していない	爆発限界	： 1.1%(ミネラルスピリット)
蒸気圧	： 情報を有しない	蒸気密度	：
密度(比重)	：	溶解度	： 情報を有しない
n-オクタンル/水分配	： 情報を有しない	分解温度	： 情報を有しない
係数	：		
その他	： 情報を有しない		

---

## 10. 安定性及び反応性

---

### 反応性・安定性

接触による：特に情報を有しない

危険性物質

燃焼による有毒ガス：NO<sub>x</sub>、CO、その他の低分子モノマーなどのガスが発生する

その他の反応情報：特に情報を有していない。

### その他の危険性情報

- ・燃えやすい液体である。蒸気が滞留すると爆発の恐れがある。

---

## 11. 有害性情報

---

皮膚腐食性	；ミネラルスピリット(区分2)
全身毒性単回暴露	；ミネラルスピリット(区分3 麻酔、気道刺激)
全身毒性反復暴露	；ミネラルスピリット(区分2 肝臓、精巣)
吸引性呼吸器有害性	；ミネラルスピリット(区分1)
水生環境有害急性	ミネラルスピリット(区分1)
水生環境有害慢性	；ミネラルスピリット(区分1)

### 製品に関する有害性情報

- ・健康に有害であり、急性または慢性中毒の恐れがある。

---

## 12. 環境影響情報

---

### 水生環境有害性

- ・漏洩、廃棄などの際には、環境に影響を与える恐れがあるので、取り扱いに注意する。特に、製品や洗浄水が、地面、川や排水溝に直接流れないように対処すること。

---

## 13. 廃棄上の注意

---

- ・廃塗料、容器等の廃棄物は、許可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約して処理すること。
- ・容器、機器装置等を洗浄した排水等は、地面や排水溝へそのまま流さないこと。
- ・排水処理、焼却などにより発生した廃棄物についても、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係する法規に従って処理を行うか、委託すること。
- ・「毒物及び劇物の廃棄の方法に関する基準」に従って処理すること。
- ・廃塗料などを焼却処理する場合には珪藻土等に吸着させて開放型の焼却炉で少量ずつ焼却すること。

---

## 14. 輸 送 上 の 注 意

---

### 共通

- ・取扱及び保管上の注意の項の記載に従うこと。
- ・容器に漏れのないことを確かめ、転倒、落下、損傷が無いように詰め込み、荷崩れ防止を確実にすること

### 陸上輸送

- ・消防法、労働安全衛生法、劇物法に該当する場合は、それぞれの該当法律に定められた輸送方法に従うこと。

### 海上輸送

- ・船舶安全法に定めるところに従うこと。

### 航空輸送

- ・航空法に定めるところに従うこと。

国連番号 :1263

指針番号 :128

---

## 15. 適 用 法 令

---

消 防 法 : 第 四 類 第 二 石 油 類  
有 機 溶 剤 中 毒 予 防 規 則 : 第 3 種

---

## 16. そ の 他

---

記載内容の問合せ先 : 東京都千代田区九段南1-3-1 東京堂千代田ビルディング  
(株) エービーシー商会・インサル事業部  
電話番号 0120-011-462 F A X 番号 03-3581-4946

発行または改訂の理由 : 化学物質排出把握管理促進法の改訂に伴う変更

危険・有害性の評価は現時点で入手できる資料、データに基づいて作成しておりますが、記載のデータや評価に関してはいかなる保証をなすものではありません。また、注意事項は通常の取扱いを対象としたものであって、特別な取扱いをする場合には用途・用法および状況に適した安全対策を実施の上、取扱いには十分に注意願います。

すべての化学製品には未知の危険性・有害性があり得るため、取扱いには細心の注意が必要です。ご使用各位の責任において安全な使用条件を設定くださるようお願い申し上げます。